

平成30年第7回
箕面市農業委員会総会会議録

平成30年7月17日（火）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 平成30年7月17日(火)
午後1時30分から午後2時50分まで

2. 出席委員(20名)

1番	坂本喜代治	2番	二石博昭	3番	神代繁近
4番	乾敏雄	5番	西田茂信	6番	稲野実
8番	笹川悦子	9番	稲垣恵一	10番	小路一男
11番	辻元利治	12番	北田榮次	13番	野口博史
14番	加藤博一	15番	神田隆生	16番	仲野良次
17番	佐茂仁士	18番	大住勝	19番	松井正義
20番	橋本正	21番	上田春雄		

3. 欠席委員 7番 清水哲朗

4. 会議録署名委員 4番 乾敏雄 5番 西田茂信

5. 出席事務局職員

事務局長 野澤昌弘、グループ長 松本雅治、参事 尾崎竜太郎、
増野弘幸

6. 議事日程

日程第1 会議録署名委員指名の件
日程第2 第29号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
日程第3 第30号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
日程第4 第31号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
日程第5 第32号議案 農用地利用集積計画の作成の件
日程第6 第33号議案 農用地利用集積計画の作成の件
日程第7 報告第28号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
日程第8 報告第29号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
日程第9 報告第30号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による賃貸借権設定届出受理)
日程第10 報告第31号 事務処理報告の件(農業用施設設置報告)
日程第11 報告第32号 農地等状況報告の件

平成30年第7回箕面市農業委員会総会議事録

(開会 午後1時30分)

- 議長 大阪北部を震源とした地震、また7月に入りまして大豪雨による災害、皆さんにはその度に現地調査等行って頂きまして誠にありがとうございました。まだまだ復興のめどが立たない広島、岡山の方ですが、211名の方がお亡くなりになっています。そして、20名の方が行方不明とニュースで聞いております。亡くなられた方にお悔やみ、被災された方にお見舞いを申し上げます。また箕面市につきましてもかなり崩壊したり崖崩れが起きました。現在は今宮の1箇所3名の方が屋敷に亀裂が入り、避難生活をされております。小野原と船場西の池については避難が解除されております。皆さんにおかれましては暑い日々が続いておりますので熱中症に気をつけてお過ごし下さい。
- それでは定刻がまいりましたので、ただ今から平成30年第7回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 座らせていただいて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に「総会及び部会の会議は、公開する」旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものいたします。
- 事務局 議長 (希望者無し)
- 事務局 次は、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 本日は、7番、清水委員が欠席で、委員21名中、出席委員は20名となっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立していることをご報告いたします。
- 議長 それでは日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 議長 異議なし。
- 議長 それでは4番、乾委員さん、5番、西田委員さんをお願いいたします。
- 事務局 次は、日程第2、第29号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件を議題といたします。
- 本件につきまして、事務局の説明を求めます。
- 事務局 ただいま議題となりました第29号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件につきましてご説明申し上げます。
- 議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。
- 相続税納税猶予の申請者は、XXXXXXXXXX氏です。特例農地等の明細は、外院XXXXXXXXXX、地目は申告時は田、現在は畑、他1筆で、面積

事務局 は申告時、現在ともに■■■■平方メートル、他1筆の計2筆で、合計■■■■平方メートルです。利用状況は、「自ら所有し自ら農地として使用している」で、具体的状況は、野菜を栽培されています。

以上、第29号議案のご説明とさせていただきます。

議長 本件につきまして、辻元委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

辻元委員 第29号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

本件は平成10年に相続税の納税猶予の適用を受けられた農地の利用状況確認です。

申請地の場所は、■■■■千里2号線から■■■■の道を■■■■に向かって東に300メートルほど入ったところの北側にある外院■■■■の土地2筆です。

■■■■にお住まいの■■■■氏の農地で、自ら農業経営され、現在の利用状況は、2筆とも野菜を作付けされておられます。承認しても問題はないものと思います。

以上調査報告終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては問題ないものとして原案どおり承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第3、第30号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件を議題といたします。本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第30号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

相続税納税猶予の申請者は、■■■■氏です。特例農地等の明細は、今宮■■■■他3筆、地目はすべて申告時、現在ともに田、面積は申告時現在ともに■■■■平方メートル、他3筆、合計4筆■■■■平方メートルです。利用状況は、「自ら所有し、自ら農地として使用している」で、具体的状況は、水稻です。

以上、第30号議案のご説明とさせていただきます。

議長 本件につきまして、乾委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

乾 委員 第30号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。
 本件は平成10年に相続税の納税猶予の適用を受けられた農地の利用状況確認です。
 申請地の場所は、国道171号■■■■の交差点を120メートルほど北西へ向かった道の西側にある連続した4筆の土地です。
 ■■■■にお住まいの■■■■氏の農地で、4筆とも自ら農業経営され、利用状況は水稻です。承認しても問題はないものと思います。
 以上調査報告終わります。

議 長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
 ないようでございますので、本件につきましては問題ないものとして、原案どおり承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員 異議なし。
 議 長 異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

事 務 局 次に、日程第4、第31号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件を議題といたします。本件について事務局の説明を求めます。
 ただいま議題となりました第31号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件につきましてご説明申し上げます。
 議案書2ページ、参考資料5ページからでございます。なお、本議案に係る農地の筆数が多いため、参考資料は10ページまで一連のものとなっております。

議 長 相続税納税猶予の申請者は、■■■■氏です。特例農地等の明細は、粟生間谷東■■■■、地目は申告時は田、現在は畑、他10筆、面積は申告時現在ともに、■■■■平方メートルで、他10筆、合計11筆■■■■平方メートルです。利用状況は、「自ら所有し、自ら農地として使用している」で、具体的状況は、野菜および水稻となっております。
 以上、第31号議案のご説明とさせていただきます。

西田委員 本件につきまして、西田委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。
 第31号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。
 本件は平成10年に相続税の納税猶予の適用を受けられた農地の利用状況確認です。
 申請地の場所は、茨木能勢線と■■■■の交差点、■■■■を160メートルほど東へ向かった阪急バス停留所■■■■を

西田委員

30メートルほど北側に上がった所にある粟生間谷東■■■■の2筆、同停留所の南西40メートルほどにある粟生間谷東■■■■の2筆、及び勝尾寺川と■■■■が交わった所の南西にある粟生間谷東■■■■の3筆、■■■■との境目北東にある粟生間谷東■■■■の4筆の合計11筆です。

■■■■にお住まいの■■■■氏の農地で、自ら農業経営され、現在の利用状況は、茨木能勢線付近4筆の土地では、1筆で水稻、3筆で野菜を作付けされており、残り7筆は水稻を耕作されておりますので、承認しても問題はないものと思います。

以上調査報告終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては問題ないものとして原案どおり承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員
議長

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

事務局

次に、日程第5、第32号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題といたします。本件について事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第32号議案、農用地利用集積計画の作成の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。

議案書3ページ、参考資料11ページからでございます。

対象地は上止々呂美■■■■、地目は台帳・現況とも田、面積は■■■■平方メートルです。

申出者借り手は、■■■■、■■■■氏、職業は■■■■をされておりますが、現在、準農家の手続き中となっております。

申出者貸し手は、■■■■の、■■■■氏、設定する利用権は賃借権、期間は公告の日から平成33年9月30日までとなっております。

以上、第32号議案のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、北田委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

北田委員

第32号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

北田委員

申請地の場所は、上止々呂美国道423号の■■■■の500メートルほど北側にある面積■■■■平方メートルほどの1筆の土地です。

借り手の■■■■にお住まいの■■■■氏は、■■■■を務めておりますが、大阪府農業大学短期プロ農家養成コースを卒業され、現在、大阪府に対して準農家の資格取得を手続き中です。通作は少し■■■■にある■■■■から申請地近くの駐車スペースに車を置おかれ、月に10日から15日の農作業の予定で、まずは、夏野菜を作付けされる予定で、水は近くの水路から運び込まれます。耕作を営むには問題はないと思われれます。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているので許可できるものと考えます。

なお、適正な利用を確保するための契約条件の確約をされておりますことを申し添えます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長
橋本委員

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

準農家の手続き中となっておりますが、準農家とは具体的にはどのようなものなのでしょうか。

事務局長

農家とは、年60日以上耕作や耕作面積2000平方メートルなど基準がありますが、準農家とは国の制度ではなくて、大阪府が独自に設けている制度で、農家さんの数が減少していく中で、農家じゃない農業者の参入を増やしたいということで設けられた資格です。具体的は、府の農業学校で半年間の講義を受けられているとか、市民農園とか農業ボランティアに行つて、指導者から教えてもらったとか、一定農業経験や知識が認められれば「準農家」となれるというものです。農業の担い手ではありますが、いわゆる「農家」とは別です。

議長

ほかにございませんか。

ないようでございますので、本件につきましては問題ないものとして、箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員
議長

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件の利用集積計画の作成につきましては問題ないものとして箕面市長あて答申することに決定いたします。

事務局

次に、日程第6、第33号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題といたします。本件について事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第33号議案、農用地利用集積計画の作

事務局

成の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。

議案書4ページ、参考資料13ページからでございます。

対象地は上止々呂美■■■■■、地目は台帳、現況とも田、面積は■■■■■平方メートル、ほか3筆で計4筆、合計■■■■■平方メートルです。

申出者借り手は、■■■■■、■■■■■氏、職業は■■■■■です。

申出者貸し手は、■■■■■の、■■■■■氏、設定する利用権は賃借権、期間は公告の日から平成33年9月30日までとなっています。

なお、本件につきましては、前回の農業委員会総会でご報告しました、利用権設定が解除された止々呂美の農地の一部において、別の借受希望者へ斡旋等を行った結果、マッチングが成立したものとなっております。

以上、第33号議案のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、北田委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

北田委員

第33号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、上止々呂美国道423号を■■■■■を北に上り、■■■■■の交わったところから、下がること300メートルほど国道の東手にある、4筆の農地にあたります。

借り手の■■■■■にお住まいの■■■■■氏は、■■■■■を営むかたわら、農作業歴も約5年ほど経験があります。通作時間も車で20分ほどで、茶を作付けされる予定となっております。なお、自然農法で耕作されるとのことですが、他の農地には悪影響を及ぼすことはなく、また、水については近くの水路から運び込まれ、ゆくゆくは申請地の水路を整備し水の確保を行う予定です。耕作を営むには問題はないと思われま

す。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているので許可できるものと考えます。

なお、適正な利用を確保するための契約条件の確約をされておりますことを申し添えます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

議 長 ないようでございますので、本件につきましては問題ないものとして、箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 ご異議がないようでございますので、本件の利用集積計画の作成につきましては問題ないものとして箕面市長あて答申することに決定いたします。

事 務 局 次に、日程第7、報告第28号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理について事務局の説明を求めます。

事 務 局 報告第28号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料15ページからでございます。

所在は、萱野■■■■■■■■■■、地目は台帳は田、現況は公衆用道路、面積は■■■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏、職業は■■■■■■■■■■、譲渡人は、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏、転用目的は店舗内進入路です。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、平成30年6月29日に専決し、処理するものでございます。

事 務 局 以上、報告第28号のご説明とさせていただきます。

議 長 本件につきまして、乾委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

乾委員 報告第28号につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

本件の場所は、国道171号■■■■■■■■■■交差点を東に100メートルほど行ったところにある歩道橋から20メートルほど北に上がったところにある■■■■平方メートルの土地です。

この土地について、所有者の■■■■氏が農地法の認識がなく、昭和50年頃より、■■■■■■■■■■の会社の進入路として道路への転用を行っていた模様で、それに伴う、始末書が添付されております。

周囲の状況は、南側は会社の進入ゲート、北側・東側・西側は道路です。

雨水は既存の側溝があり、特に問題はないものと思います。

以上で調査内容の報告を終わります。

議 長 次に、日程第8、報告第29号、専決処理の報告の件、農地法第5

議 長 条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理について事務局の説明を求めます。

事 務 局 報告第29号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料17ページからでございます。

所在は、稲[]、地目は台帳、現況共に田、面積は[]平方メートル、他1筆、合計[]平方メートルです。

譲受人は、[]、[]、[]氏、職業は[]、譲渡人は、[]、[]氏、持ち分[]、他[]名、転用目的は戸建住宅です。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、平成30年6月29日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第28号のご説明とさせていただきます。

議 長 本件につきまして、乾委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

乾委員 報告第29号につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

場所は、中央線と[]が交わる[]を北西に30メートルほど上がった所にある[]の前面道路向かい側にある2筆の土地です。

今般、この農地を戸建住宅7戸、木造2階建てに転用する所有権の移転であり、この農地の[]土地で既に開発された道路を分岐させ接道させる模様で、今回の転用に係る開発許可も提出されております。

周囲の状況は、東側は道路敷きに宅地、西側は宅地、南側は道路敷きに宅地、北側は水路敷きとなっております。

汚水は南側公共下水道へ接続し、雨水は南側道路側溝へ放流するため特に問題はないものと思います。

以上で調査内容の報告とさせていただきます。

議 長 次に、日程第9、報告第30号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による賃貸借権設定届出受理について事務局の説明を求めます。

事 務 局 報告第30号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による賃貸借権設定届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料19ページからでございます。

所在は、粟生新家[]、地目は台帳は田、現況は畑、面積は[]平方メートル、他1筆、合計[]平方メートルです。

事務局

被設定人は、[redacted]、[redacted]、
[redacted]、[redacted] [redacted] 氏、職業は [redacted]、
設定人は、[redacted]、[redacted] 氏、転用目的は駐
車場です。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地
転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、平成30年6
月13日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第30号のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、小路委員さんに調査内容の報告をお願いいたし
ます。

小路委員

報告第30号につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

場所は、国道171号の [redacted] を北に50メートルほど上
がった所にある [redacted] を渡った [redacted] 北側の道を100メートルほど東
へ入ったところにある [redacted] 南西にある土地2筆です。

今般、この農地を [redacted] の会社に対し駐車場に転用し、賃借権
を設定するもので、路面は砕石を敷きならし、区画ロープの設置を行
ない、南側の駐車場と連続性を持たせ出入口の確保を行うものです。

この農地の西側・北側は自己所有農地、東側は箕面東公園、南側は
自己所有の駐車場です。

雨水等は既設道路側溝へ放流するため問題はないものと思います。

以上で調査内容の報告とさせていただきます。

議長

次に、日程第10、報告第31号、事務処理報告の件、農業施設設
置報告について事務局の説明を求めます。

事務局

報告第31号、事務処理報告の件、農業用施設設置報告につしまし
て、ご説明申し上げます。

議案書6ページ、参考資料21ページからでございます。

所在は、坊島 [redacted]、地目は台帳、現況共に田、面積は
[redacted] 平方メートルです。

施設の設置状況につきましては、設置施設面積 [redacted] 平方メー
トル、利用状況は、農業用物置他、所有者は、[redacted] 氏、報告者
につきましては、住所、[redacted]、[redacted] 氏です。

本件につきましては、農地法施行規則第29条第1号の規定による
農業用施設設置報告書として、平成30年5月31日に受け付けたも
のでございます。

なお、現地へは事務処理として、事務局がおもむいておりますので、
農業委員さんからの調査報告はございません。

以上、報告第31号のご説明とさせていただきます。

- 議 長 次に、日程第八、報告第三十二号「農地等状況報告の件」を議題といたします。
- 本件について、各委員さんからの報告を、別紙資料のとおり事務局でまとめております。各委員さんから報告をお願いいたします。
- まず、北田委員さんよろしく願いいたします。
- 北田委員 それでは、止々呂美地区の農地のパトロール状況を報告いたします。
- 氏の農地、下止々呂美■■■■は、6月30日に除草をされております。次に、■■■■氏の農地、下止々呂美■■■■は、売却の手続きを開始しております。■■■■氏と■■■■氏の農地、上止々呂美■■■■他については、耕作者である■■■■氏に除草を指導しており、田植え後に除草することのであったが、6月末時点でほとんど未除草であるので、指導書を発行することにいたします。■■■■氏の農地、上止々呂美■■■■他は、利用権解除後、借主を募集中でございます。以上です。
- 議 長 箕面地区につきまして、大住委員さんよろしく願いいたします。
- 大住委員 箕面、西小路地区について報告いたします。■■■■氏の農地、西小路■■■■も、大半は除草済みです。■■■■氏の農地、西小路■■■■は、高木の一部を伐採されております。以上です。
- 議 長 清水委員さんよろしく願いいたします。
- 清水委員 概ね良好に管理されております。
- 議 長 佐茂委員さんよろしく願いいたします。
- 佐茂委員 ■■■■氏の農地、百楽荘■■■■は雑木伐採され、カボチャが植えられております。■■■■氏の農地、桜■■■■は、下草が繁茂してきており、様子を見て指導していきます。
- 議 長 稲垣委員さんよろしく願いいたします。
- 稲垣委員 ■■■■氏の農地、新稲■■■■は雑草繁茂、指導すれども除草されておられません。■■■■氏の農地、新稲■■■■は、意向調査票を投入すれども回答がありません。自宅訪問を繰り返しているが不在で連絡がとれない。7月13日に指導書を発行しております。
- 議 長 乾委員さんよろしく願いいたします。
- 乾委員 概ね良好に管理されております。
- 議 長 橋本委員さんよろしく願いいたします。
- 橋本委員 ■■■■氏の農地、西宿■■■■は雑草繁茂、除草するよう指導していきます。■■■■氏の農地、西宿■■■■は、半分除草しております。さらに除草するよう指導しております。以上です。
- 議 長 辻元委員さんよろしく願いいたします。
- 辻元委員 ■■■■氏の農地、白島■■■■は耕作者■■■■氏が体調を崩して

辻元委員

雑草繁茂しており、地主への指導の結果、地主が半分除草しております。■■■■の農地、白島■■■■は雑草繁茂していましたが、指導の結果、除草・耕運されました。■■■■氏の農地、白の島■■■■他は雑草繁茂しておりあすが、一部耕起されました。

議 長

松井委員さんよろしくお願ひいたします。

松井委員

坊島、如意谷地区ですが、概ね良好に管理されております。

議 長

小路委員さんよろしくお願ひいたします。

小路委員

■■■■氏の農地、栗生外院■■■■は雑草繁茂。除草を指導していきます。■■■■氏の農地、栗生外院■■■■、及び■■■■氏の農地、栗生外院■■■■は、■■■■が利用権設定し耕作しているが雑草繁茂しており、7月16日までに除草するよう指導しましたが、徐々に除草されております。■■■■氏の農地、栗生外院■■■■は雑草繁茂しており、まだ未除草で、除草するよう指導を続けます。

議 長

稲野委員さんよろしくお願ひいたします。

稲野委員

概ね良好に管理されております。

議 長

加藤委員さんよろしくお願ひいたします。

加藤委員

概ね良好に管理されております。

議 長

仲野委員さんよろしくお願ひいたします。

仲野委員

■■■■氏の農地、栗生間谷西■■■■は雑草繁茂しており、指導後、大半を除草した模様です。こまめに指導していきます。■■■■氏の農地、栗生間谷西■■■■は、里道や隣地に杉、竹等が散乱しており、指導の結果、週1回は伐採等を行っていますが、追いつかず。伐採した倒木がそのまま、巨木もそのまま。再度指導していきます。

■■■■氏の農地、栗生間谷西■■■■は、大木及び多くの樹木は伐採し、丸太にして並べています。果樹園として管理するよう指導しましたが、耕作は予定していないとのことです。■■■■氏の農地、栗生間谷西■■■■他は、除草・耕起済みです。相続の手続きは完了した模様です。今後の管理方法について相続人の妹■■■■氏と地元自治会で話し合いを実施していきます。以上です。

議 長

次に西田委員さんよろしくお願ひいたします。

西田委員

■■■■氏の農地、栗生間谷東■■■■は雑草繁茂。耕作者の■■■■氏に7月16日までに除草するよう指導したところ、除草されております。■■■■氏の農地、栗生間谷東■■■■は雑草繁茂しており、除草指導していきます。貸借の意向があるとのことでしたので、貸付申出書を送付しましたが、返送がないので催促していますが、連絡がつかなく、再度貸付申出書を送付します。勝尾寺川の大井出水路は、水は

西田委員 枯れていない模様です。新たに、近隣の方から苦情が出てきたのが、粟生間谷東 [REDACTED] この [REDACTED] つは [REDACTED] さんが借り手おられますが、雑草が繁茂しており、ヒエが繁茂しており、種が飛ぶので何とかしてほしいとのこと。以上です。

議長 ただ今の各委員、各地区からの報告につきまして、何かございますでしょうか。

事務局 ないようですので、
以上で本日の会議日程は全部終了いたしました。
事務局より何か連絡事項等がございますか。

まち政室 みどりまちづくり部まちづくり政策室から、「市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直し方針」について説明があります。

まち政室 7月5日に都市計画審議会が開催され、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分について取り上げられました。都市計画の区域区分は大阪府が設定するもので、概ね5年ごとに府内で一斉見直しが行われており、第8回の一斉見直しが平成32年に予定されています。府の方針では市街地の無秩序な拡大の抑制に努めていくとのこと。箕面市では、現時点で市街地の拡大を行わなくても彩都や箕面森町で人口の貼り付けの受け皿があるため、市の方針としては、区域区分の見直しを積極的に行う必要がないと言うことで、今回の一斉見直しでは見直しを行わないということを審議会にて確認しましたので、ご報告いたします。

事務局 (地震・豪雨による農地被害の報告、災害時のお願いについて説明)

議長 次の、農業委員会の開催は8月15日13時30分に委員会室で開催されますので、ご参集のほど、お願いいたします。

議長 これをもちまして平成30年第7回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成30年第7回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市業委員会
会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

平成30年7月17日

議長

阪本喜代志

署名委員

乾 敏雄

署名委員

西田 茂信